

**令和8年度採用
児童生徒支援員（特別支援学級）（パートタイム会計年度任用職員）募集要項
野田市教育委員会学校教育課**

【選考B】

1 受付期間

令和8年3月3日（火）から採用者決定まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く

午前8時30分から午後5時15分まで

2 応募資格及び募集人員等

- (1) 職 種 児童生徒支援員（特別支援学級）（パートタイム会計年度任用職員）
- (2) 募集人員 9名程度
- (3) 応募資格 資格は問いません。
- (4) 勤務場所 野田市立小中学校
- (5) 業務内容 特別支援学級に在籍する児童生徒に対する学校生活上のサポート及び学習支援業務等

3 応募手続等

- (1) 応募手続 所定の応募用紙を野田市役所(本庁舎)7階学校教育課の窓口へ提出してください。また、教員免許状を有する場合は、教員免許状を有することを確認できる書類も併せて提出してください。
- (2) 選考試験
 - ① 試験日時 受付状況により日程をお知らせいたします。
 - ② 試験会場 野田市役所各会議室（詳細は別途お知らせいたします。）
 - ③ 選考試験 面接試験（10分程度）
- (3) 採用決定 選考試験の結果により可否を判定し、全員に通知

4 勤務条件

- (1) 勤務日時 月曜日から金曜日のうち、所属長が指定する日（年間206日）
午前7時30分から午後4時30分までにおいて、所属長が指定する時間（実働7時間、休憩45分又は実働5時間、休憩30分）
※ 所属長が特に必要と認める場合は、1日7時間45分、1週38時間45分、年間1442時間（又は1030時間）の範囲で、1日の勤務時間及び年間の勤務日数を変更することがあります。
- (2) 休 日
 - ① 土曜日、日曜日、祝日及び所属長が指定する日
 - ② 夏季休業日 令和8年7月21日から8月31日まで
 - ③ 冬季休業日 令和8年12月24日から令和9年1月6日まで
 - ④ 千葉県民の日 令和8年6月15日※ 学校運営上、特に必要があると認める場合には、休日と勤務日を相互に振り替えることがあります。
- (3) 給与等
 - ・報 酬
 - ア 教員免許状を有する者 時間額 1,400円（予定）
 - イ 上記以外 時間額 1,200円（予定）
 - ・期末・勤勉手当 有り（別に定める基準により支給 ※勤務期間、勤務時間により支給対象外となる場合があります。）
 - ・通 勤 手 当 有り（別に定める基準により支給）
 - ・その他手当 有り（時間外休日夜間勤務手当等については、別に定める基準により支給）※ 退職手当は支給対象外

（裏面に続きます）

- (4) 休 暇 ・年次休暇 有り
・特別休暇 子育て支援休暇、短期介護休暇、忌引等
(別に定める基準により付与)
- (5) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険
※ 労災保険以外は勤務時間等により適用
- (6) 採用時期 令和8年4月1日
- (7) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
※ 令和9年度について再度の任用の可能性有り (勤務成績が良好な場合等)
- (8) そ の 他 採用後1か月は条件付き採用期間となります。
※ 1月の勤務日数が15日に満たない場合、その日数が15日に達するまでの期間が条件付き採用期間となります。
※ 再度の任用の場合も条件付き採用期間の対象となります。

5 注意事項 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 野田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)も欠格事項に該当します。

6 その他

(1) 選考試験結果の閲覧

この選考試験の結果等については、口頭で閲覧の申出をすることができます。電話・はがき等による申出はできませんので、受験者本人であることを確認できる運転免許証等を持参のうえ、直接閲覧場所までお越しく下さい。

閲覧の申出ができる人	閲覧内容	閲覧期間・閲覧場所
試験不合格者 (本人に限る)	総合得点及び 総合順位	合否通知発送の日から1か月間 野田市教育委員会学校教育課

(2) 災害対応業務への従事

野田市内で地震又は台風等による災害等が発生した場合は、災害対応業務に従事していただく場合があります。

(3) 特定免許状失効者等の確認

採用予定者につきましては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」第7条の規定により、「特定免許状失効者管理システム」のデータベースを活用し、確認を行いますのでご承知ください。

<問合せ・提出先>

野田市教育委員会学校教育課 学務係
〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
電話 04-7123-1328 (直通)

04-7125-1111 (代表) (内線 2989・2624)